

## II. 調查報告

---

## 1. 解説：地域の障害者スポーツ振興に関わる組織と施設

---

### 地域の障害者スポーツ振興に関わる組織と施設

地域の障害者スポーツ振興に重要な役割を果たしている組織に、都道府県障害者スポーツ協会と、都道府県障害者スポーツ指導者協議会がある。これらの組織は、都道府県の障害者スポーツ担当部署との連携のもと、各地でさまざまな活動を行っている。

#### 1. 都道府県障害者スポーツ協会

全国 47 都道府県のうち、44 都道府県に設置されている。1952 年の愛知県にはじまり、1980 年代後半から多くの都道府県で設置された。背景には、1990 年に身体障害者スポーツ協会連絡協議会が発足し、長野パラリンピック大会（1998 年）を契機に身体・知的・精神の三障害すべてのスポーツ振興組織が統括されはじめたことや、日本障害者スポーツ協会内部に日本パラリンピック委員会が設置されたこと（1999 年）がある。事務局は、半数近くが他団体の部屋の一部を使用しており、独立して事務所を持っているのは 3 割程度である。主な事業として、①全国障害者スポーツ大会予選会の開催、および全国大会への選手派遣、②日本障害者スポーツ協会公認障害者スポーツ指導員の養成がある。

注：一部の都道府県では、「障害者スポーツ協会」の名称が使用されていないが、「障害者スポーツ協会協議会」に加盟している団体がある。実質的に都道府県協会として機能している団体であることから、「障害者スポーツ協会」としてカウントしている。

#### 2. 都道府県障害者スポーツ指導者協議会

日本障害者スポーツ協会公認障害者スポーツ指導員を会員とする指導者組織で、全国 47 都道府県に設置されている。1986 年の北海道にはじまり、1990 年代後半から多くの都道府県で設置された。1994 年に全国 8 ブロックからなる協議会ができ、翌年、各ブロックの連絡・調整組織として、「身体障害者スポーツ指導者代表者会議」が発足したことを受けて、すべての都道府県に普及した。事務局は、障害者スポーツ協会内、個人宅、障害者スポーツセンター、社会福祉センターなどの施設内に設置されており、独立して事務局を構えているケースは稀である。主な事業として、①障害者スポーツ大会の開催・支援、②会員の資質向上のための講習会・研修会の開催がある。本報告書Ⅱ-(4)「障害者スポーツ指導者に関する調査」で事例を紹介している。

#### 3. 障害者スポーツ施設

都道府県と一部の市区町村では、障害者が専用あるいは優先的に利用できるスポーツ施設を設置している。障害者スポーツセンター、障害者福祉センター、勤労障害者体育館などの名称で、障害者の利用を考慮した設備や備品を備え、専門の指導者を配置している。詳細は本報告書Ⅱ-(2)「障害者スポーツ施設に関する調査」参照。